国有財産売払公示書

下記の売払物件については、一般競争入札を行った結果、契約相手が決定しなかったことから、先着順にて売払います。

記

1 売払物件

物件番号	区分	所在	地番	地目	数量	売払金額
0 0 1	土地	檜山郡江差町字緑丘	38番2 38番4 38番5	宅地	144.32 m²	¥220,000
0 0 2	土地	檜山郡江差町字南が丘	7番186	宅地	349.26 m²	¥1,040,000
0 0 3	土地	檜山郡江差町字南が丘	7番217	宅地	351.00 m²	¥ 837,000
0 0 4	土地	滝川市滝の川町東3丁目	1140番6	宅地	826.43 m²	¥1,120,000
0 0 5	土地	滝川市滝の川町東3丁目	1140番52	宅地	620.64 m²	¥840,000
0 0 6	土地	夕張市清水沢清栄町	97番1	宅地	756.82 m²	¥388,000
007	土地	夕張市清水沢清栄町	97番2	宅地	1402.43 m²	¥680,000
0 0 8	土地			宅地	1513.35 m²	
	建物	江別市大麻園町	11番10	住宅建	建 242.48/ 延 688.56 ㎡	¥39,000,000
	建物		1	雑屋建	建 52.00/ 延 52.00 ㎡	

- 2 申込受付期間、申込窓口及び申込方法
- (1) 申込受付期間

令和6年8月20日(火)から令和7年1月31日(金)まで ※ 土日祝日等北海道労働局の閉庁日を除く8時30分から17時まで (2) 申込窓口

T060-8566

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局総務部総務課会計第四係

(3) 申込方法

普通財産買受申請書及び誓約書(他添付書類含む)を持参又は郵送による。

これ以外の方法(例:FAX又はEメール等)により提出された普通財産買受申請書は無効とする。

- (4) 添付書類
 - ① 個人の場合(ア)「住民票抄本」(発行後3ヵ月以内のもの)※マイナンバーの記載がないもの(イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)
 - ② 法人の場合(ア)「登記事項証明書(現在事項全部証明書)」(発行後3ヵ月以内のもの)
 - (イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)
 - (ウ)「役員一覧|
- 3 申込者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1)予算決算及び会計令70条及び71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者。
- (2) 「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。
- 4 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)提出者のうち、先着1者を契約相手方とする。ただし、同一物件に係る普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)について、持参及び郵送問わず同日に複数者より提出があった場合には、くじによる抽選により契約相手方を決定する。その場合、申請書提出日の17時以降に提出者あて電話連絡し、くじ引き参加の可否等について確認を行う。

5 手続き案内書及び契約条項を示す場所 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)

- 6 契約締結について
- (1) 契約締結期日

売買契約締結は契約相手方を決定した日から30日以内とする。ただし、30日目が土日祝日等による北海道労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日を契約締結期日とする。

(2) 契約保証金

契約相手方決定から売買契約締結日までに売買代金の1割以上を納付するもの。

7 契約書作成の要否 契約書の作成を要する。

8 売買代金の支払いついて

代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に、売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を売買契約締結の日から20日以内に支払うものとする。

なお、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなります。

9 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表する。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

10 その他

申込者は、本公示書のほか、北海道労働局で交付する売払案内書及び国有財産契約書(案)を十分理解の上、申込むものとする。

また、申込みにあたっては、入札保証金及び契約締結等の期限を除くほか、一般競争入札に付した際の条件を承継する。

以上公示する。

令和6年8月6日

契約担当官 北海道労働局長 三富 則江



連絡先

T060-8566

札幌市北区北8条西2丁目1番1札幌第1合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当) ☎011-700-5451(直通)